

ID: 250

担当部署: 総務部 文書法制課

処分の概要	条例制定又は改廃請求代表者証明書の交付		
法令名 根拠条項	地方自治法施行令 第91条第2項		
法令番号	昭和22年政令第16号		
<b>【根拠条文】</b> 第91条 2 前項の規定による申請があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、直ちに市町村の選挙管理委員会に対し、条例制定又は改廃請求代表者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求め、その確認があつたときは、これに同項の証明書を交付し、かつ、その旨を告示しなければならない。			
<b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 259

担当部署: 総務部 文書法制課

処分の概要	副市長の解職の請求代表者証明書の交付(第91条第2項の準用)	
法令名 根拠条項	地方自治法施行令 第121条	
法令番号	昭和22年政令第16号	
【根拠条文】		
第91条		
2 前項の規定による申請があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、直ちに市町村の選挙管理委員会に対し、条例制定又は改廃請求代表者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求め、その確認があつたときは、これに同項の証明書を交付し、かつ、その旨を告示しなければならない。		
第121条 第91条から第98条まで、第98条の3及び第98条の4の規定は、地方自治法第86条第1項の規定による副知事若しくは副市町村長、指定都市の総合区長、選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		
第91条第3項から第5項まで	地方自治法第74条第6項各号	地方自治法第86条第4項において準用する同法第74条第6項各号
第92条第1項	地方自治法第74条第5項	地方自治法第86条第4項において準用する同法第74条第5項
第92条第3項及び第4項	地方自治法第74条第7項	地方自治法第86条第4項において準用する同法第74条第7項
第94条第1項	地方自治法第74条第5項	地方自治法第86条第4項において準用する同法第74条第5項
	50分の1	3分の1(その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)
第95条の2	地方自治法第74条の2第1項	地方自治法第86条第4項において準用する同法第74条の2第1項
第95条の3	地方自治法第74条の2第5項	地方自治法第86条第4項において準用する同法第74条の2第5項
第95条の4	地方自治法第74条の2第6項	地方自治法第86条第4項におい

芦屋市 法適用申請に対する処分個票

		て準用する同法第74条の2第6項
第96条第1項	地方自治法第74条第1項	地方自治法第86条第1項
	同法第74条の2第6項	同条第4項において準用する同法第74条の2第6項
	同法第74条第5項	同法第86条第4項において準用する同法第74条第5項
	50分の1	3分の1(その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)
第96条第2項	地方自治法第74条の2第10項	地方自治法第86条第4項において準用する同法第74条の2第10項
第97条第1項	地方自治法第74条第5項	地方自治法第86条第4項において準用する同法第74条第5項
	50分の1	3分の1(その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)
第98条第2項	地方自治法第74条第3項	地方自治法第86条第3項
第98条の3第1項	地方自治法第74条の2及び第74条の3	地方自治法第86条第4項において準用する同法第74条の2及び第74条の3
	同法第74条の2第10項	同法第86条第4項において準用する同法第74条の2第10項

【基準】

根拠条文に同じ。

標準処理期間	7日
備考	

設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日